

第7回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和6年2月21日（水）午後2時00分～午後3時28分

場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

1番：櫻井委員（会長職務代理）、2番：恩田委員、4番：中山委員、5番：小島委員
7番：小野口委員、8番：佐藤委員（会長職務代理）、9番：刈部委員
10番：手塚（孝）委員、11番：手塚（敏）委員、12番：田崎委員、13番：永岡委員
14番：吉澤委員、15番：福田委員、18番：宇梶委員 19番：高橋委員（議席番号順）

欠席委員

3番：平出委員、6番：相良委員、16番：伊澤委員、17番：村田委員（会長）

会議経過

1 開 会

出席委員15名で法定定数に達しているので、開会を宣する。

2 会長あいさつ

（会長欠席のため、会長職務代理の佐藤委員よりあいさつ）

3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、議席番号11番の手塚（敏）委員、
14番の吉澤委員の両名を指名する。

4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：なし

訂正並びに追加：なし

5 議 事

議 長 議案書1ページをお開きください。日程第1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第1号から7号までの7議案について、一括上程します。なお、議事参与の制限により、審議が終了するまで退出していただく議案がありますので、そちらの議案から先に審議してまいります。議案第6号については、7番委員が譲受人となっておりますので、審議が終了するまで7番委員に退出していただきます。

（7番委員退出）

議 長 それでは、議案第6号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第6号について御説明いたします。城山地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、サツマイモを作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、

トラクター5台、収穫機3台、草刈り機4台を所有しております。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第6号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第6号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第6号が終了しましたので、7番委員に入室・着席していただきます。

(7番委員入室)

議長 審議済の議案第6号を除く、議案第1号から7号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第2号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、法人として営農を開始するため、申請地を売買により取得し、ソバを作付けする旨の申請です。譲受人は、平成27年5月26日に設立された法人で、農業を主な目的としており、農地法第2条第3項に掲げる全ての要件を満たしている農地所有適格法人です。農機具の調達状況は、トラクター1台をリース、草刈り機1台を所有しております。また、申請地は、やや荒廃した田及び畑ではありますが、荒廃を解消し、畑として利用していく計画であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しておりますが、農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、「農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取消す」旨の条件を付して許可すべきものと調査しております。

議案第3号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、法人として営農を開始するため、申請地を売買により取得し、議案第2号同様、ソバを作付けする旨の申請です。譲受人は、平成31年4月17日に設立された法人で、農業を主な業務としており、農地法第2条第3項に掲げる全ての要件を満たしている農地所有適格法人です。法人の所在が那須塩原市となっておりますが、宇都宮市在住の理事及び組合員が含まれており、その者が耕作する計画であることを確認しております。農機具の調達状況は、トラクター1台、草刈り機2台を所有、コンバイン1台をリースにて確保しております。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しておりますが、農地所有適格

法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、「農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取消す」旨の条件を付して許可すべきものと調査しております。

議長 議案第2号及び3号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第2号及び3号について、「農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく、効率的に利用していないと認められる場合、許可を取り消す旨の条件を付して許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。審議済の議案第2号、3号、及び6号を除く、議案第1号から7号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第1号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、ハウレンソウを作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、軽トラ1台を所有しております。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第4号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は、高齢により耕作できないため、譲受人は、自宅近隣の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、野菜を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第5号について御説明いたします。横川地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第7号について御説明します。国本地区の申請です。譲渡人は、経営規模

縮小のため、譲受人は、経営規模拡大のため、申請地を売買により取得し、野菜を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台を所有しております。また、申請地は、荒廃した梅畑ではありますが、荒廃を解消して利用する計画であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 審議済の議案第2号、3号、及び6号を除く、議案第1号から7号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。審議済の3議案を除く、議案第1号から7号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

御異議がないので、そのように決定します。2ページをお開きください。日程第2「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第8号から13までの6議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第8号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、令和3年9月22日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。本件は、非FIT法による売電を行うもので、譲受人と小売電気事業者との間で、非FIT太陽光発電所で発電された電気の売買契約を締結しております。申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光発電モジュール162枚を設置し、年間発電量96,130キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜11円で計算しますと、経費等を除いた年間の利益は89万円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後パネルを設置し、周囲はフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費、施設整備等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、0.2ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第9号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請です。譲受人は譲渡人の姪であり、都市計画法第34条14号の「自己用住宅を所有する世帯親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道

に接続、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費、建物建設費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの（以降、「集落に接続して設置されるもの」）に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第10号について御説明いたします。横川地区の申請です。借受人は、親と同居しているが独立するため、申請地に35年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の子であり、都市計画法第34条14号の「自己用住宅を所有する世帯親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続するもので、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。また、接道については、北側の水路を跨いで利用するため、市道路管理課に法定外公共物占用許可済であります。資金計画については、建物建設費等を親からの融資により賄う計画で、親の金融機関の残高証明書及び子への融資を確約する書面が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号、「集落に接続して設置されるもの」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第11号について御説明いたします。雀宮地区の申請です。借受人は、店舗駐車場が手狭なため、申請地に20年の賃借権を設定し、既存の店舗敷地を拡張する旨の申請です。同時利用地の宅地101.66平方メートルも併せて利用する計画で、都市計画法第34条9号の「沿道サービス施設」に該当します。借受人は、昭和14年7月29日に設立した法人で、フランチャイズによるコンビニエンスストアの経営を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内はアスファルト舗装とし、現在は、普通車19台、大型車1台の駐車台数から、普通車29台、大型車2台の計31台の駐車スペースを確保する計画となっております。給排水については、申請地部分には給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させるもので、外周はL字擁壁、メッシュフェンスを設置する計画となっております。資金計画については、賃料及び土地整備費等を全額自己資

金で賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第35条第5号、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしているとして調査しております。

議案第12号について御説明いたします。姿川地区の申請です。借受人は、事業拡大に伴い、土砂置場が早急に必要となったため、申請地に3年間の使用貸借権を設定し、土砂置場として一時転用する旨の申請です。借受人は、平成31年4月15日に設立した法人で、土木建築業、砂利等の仕入れ処分を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内を整地後、土砂を傾斜30度で5メートル以内に積み上げる計画です。資金計画については、事業費等の全てを自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農振農用地であり、原則として許可できないものとされておりますが、一時転用で農地に復元される計画であることから、不許可の例外に該当します。また、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしているとして調査しております。

議案第13号について御説明いたします。篠井地区の申請です。借受人は親と同居しているが独立するため、申請地に30年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、令和6年1月16日付けで農用地から除外され、除外後は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則不許可とされておりますが、不許可の例外で農地法施行規則第33条第4号に規定する「集落に接続して設置されるもの」に該当するものであり、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められことから、農地法第5条の許可要件を満たしているとして調査しております。

議長 議案第8号から13号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第8号から13号について「申請のとお

り許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。3ページをお開きください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第14号から17号までの4議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第14号及び15号については同一事業であるため、併せて御説明いたします。旧市地区及び城山地区の申請です。譲受人は、既存の資材置場が手狭なため、申請地を売買により取得し、資材置場を拡張する旨の申請です。譲受人は、令和3年4月16日に設立された法人で、建物リホーム等を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内は砂利敷きとし、土砂、建設資材のほか、トラックやバックホーなどの重機等を置く計画で、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、事業費等の全てを自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、0.9ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第16号及び17号については同一事業であるため、併せて御説明いたします。城山地区の申請です。譲受人は、売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、平成26年5月20日に設立した法人で、自然エネルギー発電事業を主な目的としております。譲受人は、令和元年12月6日に東京電力パワーグリッド株式会社と接続契約を締結し、令和2年1月23日に関東経済産業局から事業計画認定を受けております。申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光発電モジュール260枚を設置し、年間発電量104,418キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜14円で計算いたしますと、経費等を除いた年間の利益は140万円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲はフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、0.4ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第14号から17号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。 議案第14号から17号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。4ページをお開きください。日程第3「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、議案第18号を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第18号は、姿川地区の願出です。幕田町に住む相続人が、西川田本町3丁目、4丁目、西川田南1丁目の市街化区域内の農地、併せて5筆、13,509平方メートルについて、相続税の納税猶予に関する適格者である証明を受けたい旨の願出です。相続税の納税猶予に関する適格者である要件として、被相続人が農業を営んでいたかどうか、その相続人が引き続き農業経営を行うと認められるかどうか、猶予を受けようとする農地が被相続人によって耕作されていたかどうか、という3つの要件について、提出書類、農家台帳、小作台帳、現地調査等で確認したところ、全ての要件を満たしており、適格者として証明することに問題ないものと調査しております。

議 長 議案第18号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。 議案第18号について、「適格者と認める」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。5ページをお開きください。日程第5「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」、議案第19号から6ページ34号までの16議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権設定の決定)について御説明いたします。相対による契約になります。

議案第19号は、清原地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第20号は、横川地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第21号は、城山地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第22号から6ページ議案第29号は、国本地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第30号及び31号は、篠井地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第32号は、上河内地区の計画です。田と畑の貸し借りです。

議案第33号及び34号は、河内地区の計画です。田の貸し借りです。これらの計画は所有者、借受者、土地の地番、面積、台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

- 議長 議案第19号から34号について、質疑願います。
- 委員 (意見等なし)
- 議長 質疑がないので、お諮りします。議案第19号から34号について「申請のとおりに許可する」ことに、御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 御異議がないので、そのように決定します。7ページをお開きください。日程第5「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」、議案第35号から14ページ148号までの114議案について、一括上程します。なお、議事参与の制限により、審議が終了するまで退出していただく議案がありますので、そちらの議案から先に審議してまいります。11ページ議案第119号については、2番委員が借受者となっておりますので、審議が終了するまで2番委員に退出していただきます。
- (2番委員退出)
- 議長 それでは、議案第119号について、事務局の説明を願います。
- 事務局 「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定」について、ご説明させていただきます。集積計画一括方式による契約になります。11ページ議案第119号を説明いたします。議案第119号の借受者は、議席番号2番委員であり、上河内地区の計画です。田の貸し借りになります。この計画は所有者、借受者、土地の地番、面積、台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。
- 議長 議案第119号について、質疑願います。
- 委員 (意見等なし)
- 議長 質疑がないので、お諮りします。議案第119号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第119号が終了しましたので、2番委員に入室、着席していただきます。
- (2番委員入室)
- 議長 審議済の119号を除く、議案第35号から148号について、事務局の説明を願います。
- 事務局 議案第35号から47号は、平石地区の計画です。田の貸し借りが12件、田と畑の貸し借りが1件です。
- 議案第48号から60号は、清原地区の計画です。田の貸し借りが12件、畑の貸し借りが1件です。
- 議案第61号から63号は、瑞穂野地区の計画です。田の貸し借りです。
- 議案第64号から9ページ議案第70号は、横川地区の計画です。なお、議案

第70号は、雀宮地区の2筆を含む計画です。田の貸し借りです。

議案第71号から81号は、雀宮地区の計画です。田の貸し借りが10件、畑の貸し借りが1件です。

議案第82号から85号は、姿川地区の計画です。田の貸し借りが3件、畑の貸し借りが1件です。

議案第86号から10ページ議案第90号は、城山地区の計画です。田の貸し借りが4件、畑の貸し借りが1件です。

議案第91号は、国本地区の計画です。田の貸し借りになります。

議案第92号から96号は、篠井地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第97号及び98号は、富屋地区の計画です。田の貸し借りと田と畑の貸し借りです。

議案第99号から108号は、豊郷地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第109号から議案第119号を除く、12ページ議案第127号は、上河内地区の計画です。田の貸し借りが17件、畑の貸し借りが1件です。

議案第128号から14ページ議案第148号は、河内地区の計画です。田の貸し借りが20件、田と畑の貸し借りが1件です。これらの計画は所有者、借受者、土地の地番、面積、台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 審議済の119号を除く、議案第35号から148号について、質疑願います。
委員 (質疑等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。審議済の119議案を除く、議案第35号から148号について、「計画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。15ページをお開きください。日程第6「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権移転)の決定について、議案第149号から152号までの4議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(利用権移転)の決定」について、御説明させていただきます。議案第149号から152号は、瑞穂野地区の計画です。貸付人と田および畑の利用権を設定している耕作者が、子に経営を移譲するため、計17筆、41,559㎡の利用権を移転するものです。これらの計画は台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第149号から152号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第149号から152号について、「計

画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。16ページをお開きください。日程第7「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について、議案第153号から161号までの9議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定」について、御説明させていただきます。議案第153号は、平石地区の計画です。譲受人の県公社が譲渡人から、石井町の田1筆、1,086平方メートルを売買により取得するものです。

議案第154号は、清原地区の計画です。譲受人の県公社が譲渡人のから、道場宿町の田2筆、計6,168平方メートルを売買により取得するものです。

議案第155号は、清原地区の計画です。譲受人の県公社が譲渡人から、上籠谷町の田1筆、892平方メートルを売買により取得するものです。

議案第156号は、清原地区の計画です。譲受人の県公社が譲渡人から、桑島町の田2筆、計6,545平方メートルを売買により取得するものです。

議案第157号は、清原地区の計画です。譲受人の県公社が譲渡人から、桑島町の田1筆、2,436平方メートルを売買により取得するものです。

議案第158号は、雀宮地区の計画です。譲受人が経営規模拡大のため、県公社から、下反町町の田2筆、計8,023平方メートルを売買により取得するものです。

議案第159号は、国本地区の計画です。譲受人の県公社が譲渡人から、新里町丙の田と畑5筆、計2,524平方メートルを売買により取得するものです。

議案第160号は、国本地区の計画です。譲受人の県公社が譲渡人から、新里町丙の田1筆、1,452平方メートルを売買により取得するものです。

議案第161号は、河内地区の計画です。譲受人が経営規模拡大のため、県公社から、下ヶ橋町の田2筆、計4,246平方メートルを売買により取得するものです。これらの計画は、農地中間管理機構である県公社が行う農地売買等事業であり、農用地の売渡申出書、農用地等買受申込書が提出されており、移転の土地、契約の内容、譲渡の状況等調査いたしましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第153号から161号について、質疑願います。

委員 地域区分の中で、農用地と地区外と記載があるが、違いはなにか。

事務局 農用地は農業振興地域内の農用地、地区外は農業振興地域内の農用地以外になります。

議長 他にございますか。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第153号から161号について、「計画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。17ページをお開きください。日程第8「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、議案第162号から176号までの15議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」御説明いたします。議案第162号は、平石地区の計画です。農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けた耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第163号は、瑞穂野地区の計画です。農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けた耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第164号は、横川地区の計画です。農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けた耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第165号は、雀宮地区の計画です。農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受け耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第166号は、国本地区の計画です。農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けた耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第167号は、豊郷地区の計画です。農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けた耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第168号及び169号は、豊郷地区の計画です。いずれの計画も農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けた耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第170号及び171号は、豊郷地区の計画です。農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けた耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第172号から174号は、河内地区の計画です。いずれの計画も、農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けた耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第175号は、河内地区の計画です。農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けた耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第176号は、河内地区の計画です。農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けた耕作者から別の耕作者へ、耕作者を変更するものです。これらの計画は、所有者、借受者、土地の地番、面積、台帳等と照合しましたとこ

ろ、適正な計画であると調査しております。

議長 議案第162号から176号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第162号から176号について、「計画のとおり承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。18ページを御覧ください。日程第9「宇都宮市農業振興地域整備計画の一部変更申請に係る意見について」、こちらは、本日举行う合同調査会の結果を踏まえて審議するため、先に報告事項に入ります。19ページをお開きください。それでは、事務局より報告願います。

事務局 (事務局より報告第1から報告第7まで一括で報告)

議長 それでは、一度、総会議事を中断して、合同調査会を行います。10分間ほど休憩を入れた後で行いますので、よろしく願います。

(合同調査会后)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案の審議は全て終了しましたが、皆様から何か報告等はありませんか。

議長 事務局から何かありますか。

事務局 (中島町における違反是正の進捗状況について報告)

議長 全ての審議が終了しましたので、以上で第7回定例総会を終了します。

(閉会 午後3時28分)